

令和元年第9回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年9月25日(水)第9回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎議長(奈良部繁雄会長。以下議長)は午前10時05分、第9回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩入佳子 委員、9番 福田裕 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(高橋主事)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買1件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該

当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番は、池ノ森に住んでいる譲渡人から同じく池ノ森の譲受人への売買です。問題ありませんので承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、武子における園芸用土採取及び搬出入路への転用については、北と東と南を山林、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

2番、栃窪における太陽光発電設備への転用については、北と西を畑、南を道路、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

3番、板荷における太陽光発電設備への転用については、東と南を道路、北を宅地、西を河川に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

4番、上奈良部町における園芸用土採取への転用については、東と南と西を畑、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。また申請地は砂利敷きされているため始末書付きとなっております。

5番、下奈良部町における砂利採取への転用については、北と南を田、東を雑種地、西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

6番、西沢町における太陽光発電設備への転用については、西と南を畑、北を山林、東を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。

7番、池ノ森における園芸用土採取への転用については、北と東と南を畑、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

8番、南上野町における農地改良への転用については、北と南を道路、西を畑、東を原野に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある「第1種農地に区分されませんが、一時的な利用に供するものであります。

9番、中粕尾における一般住宅への転用については、北と西を宅地、東を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また、申請地はすでに住宅建築が始まっているため、始末書付きとなっております。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（福田裕委員）議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から4番を私、5番から9番を塩入委員が報告します。

1番、武子における園芸用土採取及び搬出入路への一時転用は、菊沢コミュニティセンターから北東に900mの所です。小さい面積5筆の転用は、搬出入路の道幅が狭くダンプが通れないため転用するもので、問題ないと見てきました。2番、栃窪の太陽光発電設備への転用は、菊沢東小学校から北東に250mの所です。非常に荒れた農地で、この転用できれいになればいいと見てきました。3番、板荷の太陽光発電設備への転用は、大原リーバスバス停から西に300mの所です。ここも問題ないと見てきました。4番、上奈良部町の園芸用土採取のための一時転用は、公設地方卸売市場から南に600mの所です。転用する農地には、一部すでに砂利が敷いてありまして、転用するところは始末書付き、そのほかの箇所はきれいに農地に戻す確約書付きとなっております。5番からは塩入委員をお願いします。

◎現地調査員（塩入佳子委員）5番、下奈良部町、砂利採取のための一時転用は、黒川橋から東に500mの所です。農地には稲穂が立派に実っておりますが、収穫後の砂利採取ということで、問題ないと見てまいりました。6番、西沢町、太陽光発電設備への転用は、三山沢入りバスバス停から西に600mの所です。獣害の多い地域で、農地の周りにはネットが張り巡らされておりました。家の前の農地では、里芋やネギ、オクラなど、きれいに栽培されておりましたが、これ以上作物を作るのも難しいのかなと感じるような場所で、太陽光発電施設への転用も仕方ないと見てまいりました。7番、池ノ森、園芸用土採取のための一時転用は、池ノ森小学校から南に700mの、譲渡人2人の農地が入り組んでいる所です。搬出入路が少し狭いと感じましたが、4トン車であれば問題ないと見てまいりました。8番、南上野町、農地改良のための一時転用は、みなみ小学校から南に700mの所です。谷間のようにかなり低い農地で、雨が降ると池のように水が溜まってしまうと聞きましたが、その通りになるだろうと感じました。底の部分には工事残土を入れますが、この低い土地を平らにして、農業が続けられるようにするのなら仕方ないと見てまいりました。9番、中粕尾、一般住宅への転用は、すでに家を建て始まっている状況でした。中粕尾は都市計画区域外となっており、融資の担当者に指摘されるまで、そこが農地で転用が必要だと気付かず、始末書付きとなっております。

- ◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。
- ◎福田春男委員 1番、武子の園芸用土採取及び搬出入路への一時転用は、そばの栽培をやめた農地から園芸用土を採取するものです。搬出入路が、ダンプが通るには狭い道路で、鉄板を敷いて道を広げて通行するという事なので、気を付けてやるように指導しました。2番、栃窪の太陽光発電設備への転用については、西は草だらけ、東は宅地が広がる所で、太陽光施設への転用も仕方ないというような場所です。承認をお願いします。
- ◎矢野律子委員 3番、板荷の太陽光発電設備への転用の件は、問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎村上信吉委員 4番、上奈良部町の園芸用土採取のための一時転用は、もともとここで鹿沼土の袋詰めをやっており、フォークリフトでその袋を運ぶのに、通り道を砂利敷にしてしまったという所です。鹿沼土関係の仕事はすでにやめておりますが、砂利が残っているため、始末書及び農地に戻す確約書付きとなっております。承認をお願いします。
- ◎福田裕委員 5番、下奈良部町の砂利採取のための一時転用は、問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎廣田和世委員 6番、西沢町の太陽光発電設備への転用は、シカやイノシシの出没地となっている場所で、農作物の栽培には難しい所ですので、承認をお願いします。
- ◎江俣伸一委員 7番、池ノ森の園芸用土採取のための一時転用は、現地調査員の説明のとおり、問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎鈴木克男委員 8番、南上野町の農地改良のための一時転用は、特に問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎大森用子委員 9番、中粕尾の一般住宅への転用は、農業用の小屋があったところに、娘の住宅を建てるもので、小屋があったため、農地と気付かなかったということです。今は工事を中断しております。人口の少ないところに、若い人が入ってくるのは喜ばしいことです。承認をお願いします。
- ◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。
-

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年9月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書4ページをご覧ください。新規の利用権設定が、3件、5筆、6,812㎡となっております。続いて、議案書5ページをご覧ください。所有権移転が、1件、1筆、1,543㎡となっております。これら合計4件、6筆、面積8,355㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から4番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時42分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年9月25日

議 長

署名委員

署名委員
